

随意契約結果表

担当課名	環境創造課
案件名	三田市霊苑管理システム更新業務
案件の概要	<p>現行の霊苑管理システムは、平成 19 年に従前のシステムを更新して以降継続稼動しており、ハードウェアが新しいOSに対応していないため、今後システムに不具合が生じた場合に保守対応ができない状況である。よって、霊苑業務の円滑かつ安定した遂行を図るために、ハードウェアを含むシステム全体の更新について業務委託を行うものである。</p>
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 2 年 11 月 24 日
契約の相手方	三菱電機ITソリューションズ株式会社
契約金額	4,895,000 円(うち消費税 445,000 円)
契約期間	令和 2 年 11 月 24 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
随意契約とした理由	<p>本業務は、これまで同種または類似の業務に携わった十分な実績等に重点を置くものである。また、合葬式墓所などの新たな業務の追加もあり、適切な業者選定を行う必要があるため、当初は、公募型プロポーザル方式を採用した。しかし、2 回にわたりプロポーザルの公告を行ったが、いずれも提案者がおらず中止となった経緯がある。</p> <p>この経緯により、業務の開始時期が迫っているため、今から入札を行うと今年度末までのシステム更新をすることができない。履行期間を短縮するためには、①ハードウェアを含む一括納入とすることで受注業者のシステム適用に係る現場作業の短縮と、②現行システムからのスムーズなデータ移行が必須であるため、ハードウェアの調達及びデータ移行にかかる業務を一括で現行システム業者と契約することが最も妥当である。また、データ移行に業者間の調整も必要がないため安価な実施が見込まれ、時間面だけでなく価格面でも有利である。</p> <p>よって、価格面で有利であること、また、三田市随意契約ガイドラインの「当初の入札が不調となり、再度公告入札も不調となった場合で、業務の開始時期が迫っている、又は業務を実施できるだけの履行期間が確保できない等入札を行うと業務の目的を達成することができなくなる場合」に該当するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利なもの)を適用し、随意契約を行うものとする。</p>
随意契約とした法的根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による(競争入札に付することが不利なもの)